

令和 7 年度

船 橋 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第10号

令和7年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処 理 区 域 内 人 口	613,782人
(2)	年 間 有 収 水 量	54,988,399 ^{m³}
(3)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	管 渠 整 備 事 業	6,470,915千円
	処 理 場 整 備 事 業	2,519,585千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	18,193,885千円
第1項	営 業 収 益	11,975,263千円
第2項	営 業 外 収 益	6,218,522千円
第3項	特 別 利 益	100千円
支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	18,063,345千円
第1項	営 業 費 用	16,394,872千円
第2項	営 業 外 費 用	1,618,373千円
第3項	特 別 損 失	100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額6,906,067千円は、減債積立金457,627千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,178,440千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	14,791,189千円
第1項	企 業 債	9,178,600千円
第2項	出 資 金	1,399,105千円
第3項	補 助 金	3,552,950千円
第4項	負 担 金	648,315千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	12,119千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	100千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	21,697,256千円
第1項	建 設 改 良 費	11,036,409千円
第2項	企 業 債 償 還 金	10,590,907千円
第3項	貸 付 金	19,940千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	都疎浜ポンプ場更新事業 (1期工事)	732,000	令和7年度	195,000
				令和8年度	113,000
				令和9年度	424,000
		宮本ポンプ場自家発電設備更新事業	1,635,000	令和7年度	500,000
				令和8年度	350,000
				令和9年度	785,000
		西浦下水処理場合流沈砂池ポンプ棟電気設備更新事業	2,560,000	令和7年度	500,000
				令和8年度	280,000
				令和9年度	1,780,000
		高瀬下水処理場沈砂池ポンプ棟耐震補強事業	432,500	令和7年度	146,400
				令和8年度	286,100

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
西 浦 下 水 処 理 場 運 転 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和10年度	921,118
水 道 料 金 シ ス テ ム 改 修 等 負 担 金	令和7年度～令和11年度	94,244
受 益 者 負 担 金 シ ス テ ム 運 用 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和8年度	3,163
下水道事業ウォーターPPP 事業者選定支援業務委託料	令和7年度～令和9年度	100,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下 水 道 事 業	9,178,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

818,326千円

(他会計からの補助金)

第 1 1 条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6 2 2, 3 5 8 千円である。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹